

給与所得の源泉徴収票等の電磁的方法による提供について

給与や退職金（以下「給与等」といいます。）の支払をする方は、給与等の支払を受ける方から事前に承諾（※）を得る等一定の要件の下、書面による給与所得の源泉徴収票や退職所得の源泉徴収票（以下これらを総称して「源泉徴収票」といいます。）の交付に代えて、源泉徴収票に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この提供により、給与等の支払をする方は、源泉徴収票を交付したものとみなされます。ただし、給与等の支払を受ける方の請求があるときは、給与等の支払をする方は書面により源泉徴収票を交付する必要があります。

※ 給与等の支払をする方は、あらかじめ、その給与等の支払を受ける方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法によって承諾を得る必要があります。

上記のほか、支払者等から受給者等に交付する必要がある次の法定調書についても、書面による交付に代えて一定の要件の下、電磁的方法による提供ができることとされています。

- | | |
|-------------------------|---------------------|
| ① 特定口座年間取引報告書 | ② 公的年金等の源泉徴収票 |
| ③ オープン型証券投資信託収益の分配の支払調書 | ④ 配当等とみなす金額に関する支払調書 |
| ⑤ 上場株式配当等の支払に関する通知書 | |

非居住者又は外国法人に対して給与・報酬等の支払をする場合の支払調書の提出について

非居住者又は外国法人に対して、国内において行う人的役務の提供の対価として、給与・報酬等の支払をする場合には、「非居住者等に支払われる給与、報酬、年金及び賞金の支払調書」又は「非居住者等に支払われる人的役務提供事業の対価の支払調書」を提出する必要があります。ただし、支払金額が年間50万円以下の場合には、提出の必要はありません。

また、非居住者であっても、マイナンバーの通知を受けている場合には、支払調書にマイナンバーを記載する必要があります。

なお、日本と自動的情報交換を行うことができる各国等（以下の表に記載された国等）に住所がある方の支払調書については、2枚提出してください。

自動的情報交換を行うことができる国・地域の一覧

令和3年7月1日現在

アイスランド	エストニア	シンガポール	トルクメニスタン	ベラルーシ
アイルランド	オーストラリア	スイス	トルコ	ペルー
アゼルバイジャン	オーストリア	スウェーデン	ニュージーランド	ベルギー
アメリカ合衆国	オマーン	スペイン	ノルウェー	ポーランド
アラブ首長国連邦	オランダ	スリランカ	パキスタン	ポルトガル
アルメニア	カザフスタン	スロバキア	ハンガリー	香港
イスラエル	カタール	スロベニア	バングラデシュ	マレーシア
イタリア	カナダ	タイ	フィジー	南アフリカ共和国
インド	キルギス	大韓民国	フィリピン	メキシコ
インドネシア	クウェート	タジキスタン	フィンランド	モルドバ
ウクライナ	クロアチア	チェコ	ブラジル	ラトビア
ウズベキスタン	サウジアラビア	中華人民共和国(※)	フランス	リトアニア
英国	ザンビア	チリ	ブルガリア	ルーマニア
エクアドル	ジャマイカ	デンマーク	ブルネイ・ダルサラーム	ルクセンブルク
エジプト	ジョージア	ドイツ	ベトナム	ロシア

※マカオを除く